



貯蓄預金

2016 年 3 月 1 日現在

商品名（愛称）	貯蓄預金
販売対象	個人の方
期間	期間の定めはありません。
預入	
預入方法	一括預入
預入金額	1 円以上
預入単位	1 円単位
払戻方法	随時払戻しできます。
利息	
適用金利	・変動金利 ①10 万円未満、②10 万円以上、③30 万円以上、④50 万円以上、⑤100 万円以上 の金額階層別金利設定を行います。 ・毎日の最終残高に応じて店頭表示の各金額階層別の利率を適用します。
利払方法	年 2 回（3 月・9 月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
計算方法	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税金	・個人の方は 20%（国税 15%・地方税 5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
付加できる特約事項	・マル優をご利用いただけます。（少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当を受給の方）
金利情報の入手方法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9 時～17 時、電話：023-632-2161）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他の参考となる事項	・預金保険制度により元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）